



アンコールクライマーズネット (ACN) ニュースレター

by Angkor Climbers net

ACNはアウトドア総合ブランド(株) モンペレより賛同・支援をいただいています

<http://www.angkorclimbers.net/>

2010/3/31 第3号

★★★

ACN運営とクライミングウォール運用計画特集

★★★



- ・(上) 早朝、ウォールでトレーニングするACN理事のクマエ (カンボジア人) ・クライマー、スムロン (Sem Sarorn)
- ・(左) タイ/クラブで6 a ルートをオンサイトする

※8ページでスムロンのプロフィールを紹介しています

パースペクティブ

ACNの設立趣旨はカンボジア人自身による正しいクライミングの実現とその普及だ。(詳細はニューズレター創刊号を参照) 当面の里程碑はスムロン(現ACN理事・カンボジア人)を中心としたチームが小規模で合理的なクライミング(もしくはアウトドア)スクールを自力運営すること。その実現までを、私たちは今(2010/4)から3年と想定した。実現すれば、その時点からACNは後方支援に転換する。後方支援とはカンボジアにはまだ存在しない保険に替わる合理的な互助システムの策定や入手困難なクライミング装備などの流通機構への働きかけ、さらにウォールの保守などの技術支援を、通常の会員年会費、及び純然たる手弁当での短期的な個人ボランティアの連携によって永続的かつ緩やかに続けるといった取り組み方だ。従って、現時点での資金計画は自力運営までのブリッジが基本的な考え方である。



クライミングウォールにて、NCCCの子供たちと

●活動許可申請

クライミングウォールの完成に伴い、ACNはカンボジア政府から正式な教育・体育・文化の普及支援団体としての活動を承認してもらわなくてはならなくなった。そこで、先の2月に私たちはACNの設立趣旨やクライミングウォールの運用計画をカンボジア語の書面にして、地元シエムリアップの担当窓口に提出したが、その受理を拒否された。その経緯はすでに2号で述べた通りだ。現在、私たちは様々な識者、経験者の意見を聞き、万全の体制で、教育青年スポーツ省(プノンペン)への再申請を準備している。

●年間活動計画

当面の私たちの目標は、コアとなるクライミングインストラクターを育てること。候補者は出来ればカンボジア人が良いがカンボジアで慎ましく生計を立てているひとなら国籍は問わない。無論性別も。1年に2名として、3年で6名。従って、活動もインストラクター育成プログラムを中心に進めていく。2010年の私たちの活動計画は下表の通りだ。

注記：表中“AW”とはクライミングウォールを差す。グレーアウトは対応していない月。

活動内容	2010/4	2010/5	2010/6	2010/7	2010/8	2010/9	2010/10	2010/11	2010/12	2011/1	2011/2	2011/3
AWにて、毎日曜日、NCCC 子供クライミング教室	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○
AWにて、毎土曜日、クライミングインストラクター養成講習	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○
AWにて、スキルアップ早朝トレーニング	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○
AWにて、レスキュートレーニング		○				○			○			
AWビジター受け入れ	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○
AWにて、映画・講演(外国のクライマーを招待)、交歓会などのイベント						○	○	○	○	○	○	○
AW、岩場、スタディーツアー受け入れ						○	○	○	○	○	○	○
外の岩場でのクライミング講習 シソボン、クーレン山、カンボットなど		○	○			○	○	○	○	○	○	○
岩場のルート開拓(カンボジア国内)								○	○	○	○	
クライミングツアー(タイ、ベトナム、ラオス、日本、その他へ遠征)	○	○	○	○	○	○						

※表にある通り7～8月はウォールの利用が出来ません。カンボジアへ渡航を計画している方はご注意ください。

※岩場のクライミングも通年可能ですが、ベストは11月中旬～2月中旬の3ヶ月間です。

クライミングウォールの運用規約

※以下、カンボジア教育青年スポーツ省宛『活動許可申請』添付資料からの抜粋

●施設の概要

1. 名称 (仮称) アンコール・クライミング・ウォール (略称AW) とする。
2. 所在地 シェムリアップ州シェムリアップ市スヴィドンコム集合村クルス村。※借地
3. 竣工年月日 2010年2月1日
4. 目的 クライミング、及びクライミングに関連する技術習得を安全に行うための施設である
5. 規模 幅12m*高さ8.5m、床面積=144㎡
6. 構造 支持構造体：単管(亜鉛引鋼管)＋鋼製建柱、ウォール：木製コンポジットパネルボード(18t)
7. 設計者 (有) アートモリ代表取締役・森山議雄(日本人)
8. 施工者 (有) アートモリ代表取締役・森山議雄(日本人)
9. 建主 アンコールクライマーズネット(ACN)伊藤忠男代表理事(日本人)
10. 建設に要した費用 US\$30,000
11. 資金の基礎 一般からの寄付金(日本国内)

●管理体制

1. 統括管理責任者 伊藤忠男(日本人・常駐) ACN代表理事(トレーナー＝インストラクター育成指導講師)
2. 管理顧問 松本清嗣(日本人・常駐) ACN顧問、NGOのしな代表
3. クライミング指導スタッフ スムロン(カンボジア人) ACN理事
4. クライミング指導スタッフ 高木智子(日本人) ACN理事
5. クライミング指導スタッフ 浅井和英(日本人) ACNボランティア(トレーナー＝インストラクター育成指導講師)

●運用規約(2010/3 暫定版抜粋)

- 第3条 (管理者) 管理者は、アンコール・クライマーズ・ネット(以下、略称ACNと称す)とする。
- 第6条 (利用者の範囲) ACNが事前に承認した個人、及び団体のみが利用できる。
また、個人団体に関わらず、クライミングに特化されて対応可能な傷害保険等への事前の加入を強く奨める。
- (1) クライミング経験が十分にあるクライマー個人、及びその指導及び責任の下で利用を希望する初心者等
 - (2) ACNの指導の下で利用を希望する初心者等
 - (3) 事前に利用申込書を提出し、ACN理事会の審査を受け、承認を受けた団体
- 第7条 (個人・利用許可) 利用を希望する個人は事前に誓約書(付録・「誓約書」参照)に署名の上、登録手続きを行うこと。
- 第9条 (未成年者の利用) 18歳未満の未成年者の利用に際しては、保護者の同意を必要とする。
2 12歳以下の未成年者の利用に際しては、保護者の同伴を必要とする。
- 第10条 (利用料) 無料とする。ただし、利用者の自由意志による寄付金は受け付ける。
- 第11条 (装備類の貸し出し) クライミング装備の貸し出しは、ACNが特に認めた場合を除き有料とする。料金は別途定めるものとする。
- 第12条 (禁止事項) 利用者は、施設利用に際して次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1) クライミングの主旨を逸脱して利用する行為
 - (2) 事業者に対する侵害行為
 - (3) 施設運営に支障を来し、又は信用をき損する行為
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、その他カンボジアの法令、告示に違反し、又は違反するおそれのある行為
- 第13条 (自己責任と損害賠償等) 利用者は、自己の判断と責任において、AWを利用するものとする。
- 2 管理者は、AWの有用性、安全性等に対して一切の責任を負わない。
 - 3 利用者は、AWの利用により、死亡、傷害、その他損害を被った場合、又は他者に同様の損害を与えた場合は、自らの責任と費用をもって誠実に解決するものとする。
 - 4 管理者は、利用者が故意若しくは重大な過失により又はこの規約に違反して管理者に損害を与えた場合は、当該利用者に損害賠償を求めることができる。 ※「付録・自己責任について」参照

●内部規定

前提 ACNメンバーは本規定に従ってAWを安全に利用しなければならない。

- 第1条 (ACNメンバーの定義) ACNトレーナー、ACNインストラクター、ACN理事、ACN顧問、ACN監査、ACNボランティア、ACN一般会員等、以上、ACN関係者全員。
- 第2条 (利用条件) ACNメンバーは例外なく、ACN代表理事、もしくはそれを代行するACN理事に、以下の項目を伝えてから利用すること。

「利用目的」、「利用日」、「利用時間帯」、「利用者氏名」。

第3条 (利用に際しての補足) 1. AWを利用するすべてのACNメンバーは、AW運用規定にある「誓約書」に同意したものとみなされる。 ※「誓約書」イメージを下にレイアウトしてある

2. 前項同様に、すべてのAWを利用しようとするACNメンバーは「AW運用規約」に記された制約下にある。

3. 利用に際しては、AWに常備する「利用記録ノート」に所定事項を記入し、利用後に、ACN理事より確認を受けなければならない。

第4条 (利用禁止) 1. ACNトレーナー、ACN理事がいずれも不在の場合は、利用できない。

2. 天災その他の不慮のトラブルの発生等により、AWに重大な不具合が確認されたときは利用できない。

第5条 (ビジター受け入れ) ACNトレーナー、及びACN理事が各1名以上対応可能なとき、ビジターの受け入れを行える。

**** 補足事項 ****

・保守点検

1. AWの定期点検はACN理事が行う。ACN理事は点検結果に基づいて補修計画等を立案する。

2. 定期点検の対象となるのは、支持構造体、壁本体等である。

3. 定期点検の頻度は2週間に一回を目安とし、別紙「定期点検チェックリスト」に基づいて行うこと。

4. ACN理事以外の点検行為、もしくはACN理事の立会いが無い点検行為は固く禁止する。

ウォール敷地内に設けた“立ち入り禁止”の立て札



・補修

1. ACN代表理事は定期点検の結果から、補修が必要と判断された場合、然るべき対応を決定する。

2. 如何なる補修工事も、ACN代表理事の承認なく施行してはならない。

・事故対応

1. 傷害の状況により必要なら救急病院に連絡して対応を委ねる。

2. 事故者の近親者等に適宜連絡する。

3. 居合わせたACNメンバーは事故状況を速やかに、ACN代表理事、もしくはそれを代行するACN理事へ報告すること。

4. ACN代表理事は、当該事故の調査を行い、原因と結果を明らかにし、必要な措置を講じなければならない。また、当該事故についての報告書を作成し、保管しなければならない。

お願いと誓約書

***** RELEASE OF LIABILITY AND ASSUMPTION OF RISK *****

●クライミングを行うに際してのお願い

1. 全てのクライマーは用具に対する正しい使用法や知識を学ぶ義務を帯びています。正しい知識の欠如は自分と関係者を危険な状況にさらします。
2. クライミングは屋内外に関わらず危険を伴うスポーツです。環境や状況によっては、ときとして最悪の結果を招く事があります。行動の結果が予測できない人や予測できていても自分には受け入れられない人、完全な安全を求める人はクライミングを行うべきではありません。
3. クライミングは自己責任が原則です。人工壁、屋外のエリア等クライミングにおいて完全な安全は保証にも存在しません。
4. アンコールクライマーズネットでは、細心の注意を払い安全で危険のない指導に努めますが、以上のことを踏まえたうえで参加、及び施設を利用していただく為、誓約書への署名をお願いしております。尚、参加者が18歳未満の場合は保護者の同意署名が必要です。また、参加者が12歳以下の場合には保護者の同伴が必要となります。
5. クライミングは確かな技術を身につけて行えば、大変楽しいものです。アンコールクライマーズネットはクライミングを楽しんでもらえる為に必要な技術と情報、施設の提供を行日々味わう事の出来ない経験と自然を満喫しましょう。

誓約書

私はクライミング参加にあたり、インストラクター、スタッフの指示に従い行きます。クライミング中、もしくはクライミングが原因で死亡、負傷、その他の事故にあっても、自己の責任で賠償することを誓約します。また、関係者に対しては、責任の追及、及び損害賠償請求率はない事を誓約します。



年 月 日

本人署名 _____

保護者署名 _____

住所 _____

1. All the climbers have a liability to acquire the necessary information and the proper directions of climbing gears. Insufficient skills and information might lead the climbers and themselves to a risk.
2. Climbing is a sport which can not completely avoid a risk regardless of indoor or outdoor. The worst case takes place owing to the circumstance and situation. Such a person, who can not estimate the results of inappropriate action, admit them as they are nor pursue the complete security, should not take up climbing.
3. It is a principle that climbing should be taken up under the self responsibility and own risk management. There is no place where is ensured a complete security at the climbing site as artificial climbing wall and outdoor rock and so forth.
4. ACN shall do its best to conduct a safe and less least training and services in a close attention. ACN requests to all users to submit a covenant with her/his signature in order to provide services and let them make use of facilities. As for the usage of minors under eighteen years old, it is in need to submit an agreement of protectors. When the child under twelve years old must be accompanied with her/his protector.
5. Climbing is an enjoyable sport if the climber could master the proper technique. ACN provides a necessary skill training, information and facilities for people's pleasure of climbing. Let's have experience and enjoy the nature which can not be acquired in a daily life.

運営資金計画

●支出 (概算見積)

※注意：ニューズレター2号に書いた「必要経費概算表」に、その後の経緯から変更が発生している (備考欄参照)

NO.	経費項目	摘要	次回発生見込日	金額	継続費用	備考
1	AW借地代	ウォール敷地、2010年8月に6ヶ月分が必要	7/31	US\$1200	\$200/月	6ヶ月分を前払い
2	現地拠点部屋代	4/30に3ヶ月分が必要	4/30	\$360	\$120/月	5/1より現在の借家から移転の見込み
3	現地運営管理者 (または、クライミング指導講師) 派遣	渡航費+報酬	3/31	¥100,000	\$300/月	渡航費 (保険込み) ¥100,000、+報酬 (US\$300/月)、伊藤を想定
4	クライミング指導講師 (または、現地運営管理者) 派遣	渡航費+報酬	8/31	¥100,000	(\$300/月)※1	渡航費 (保険込み) ¥100,000、+報酬 (US\$300/月)、浅井を想定
5	現地拠点維持	食費、光熱費、電話、事務用品、移動費、他	4/30	\$300	\$300/月	拠点1名常駐を想定 駐在は伊藤または浅井を想定
6	AW保守管理費	点検内容によって見積	—	—	—	規模に拠る。積み立てが必要か? (※2)
7	スクーリング経費	岩場講習のタクシー代+飲食費など	4/30	\$150	\$150/月	毎月2回の岩場講習を想定
8	現地スタッフ経費 (※3)	クライミングインストラクタ2名	4/30	\$200	\$200/月	スタッフは非常駐、~US\$100*2名、報酬+移動経費

- ・当面の4/30までに必要な経費は、日本円が¥100,000、及びUS\$1,010
 - ・その後、継続的に毎月固定となる必要経費の合計は、US\$1,270
 - ・渡航費の¥100,000は年に2回発生。渡航者は伊藤と浅井を想定している。
- 従って、1年の総経費はUS\$1270*12+¥200,000 (1ドル90円換算で約1,571,600円)。

(※1) 毎月の、「管理者」もしくは「クライミング指導講師」の報酬は、いずれかを計上。

(※2) 現在、プールしておく必要があると考えているのは、ACNに関連するカンボジア人クライマーや子供たちが怪我をした場合の治療費等、及び、ウォールの補修費用だ。基本的には後述の「収入」で見込まれているビジターからの寄付金などを充てる方向。ただし、補修費用については今後のウォールの劣化傾向によって想定される補修の規模と頻度に拠るだろう。

(※3) カンボジア人スタッフ (現在はスムロンのみ) のクライミング保険は、伊藤がACN支援のために日本に設立したJWAF加盟の山岳会=CNCNで負担しているが、今後人数が増えれば、その加入金はACN運営経費に計上する必要があるかもしれない。

土地賃貸契約書	ガードマン雇用契約書
<p>貸与者 (以下甲) サン・ナリー (SANKARY) と、 借与者 (以下乙) 伊藤忠興(アンコール・クライマーズ・ネット) 代表理事との間に、次の通り、土地賃貸契約を締結した。</p> <p>第1条 (目的物件) 甲はその所有する次に表示の土地を乙に貸与し、乙はこれを賃借することを約した。</p> <p>記、 所在地：シェムリアップ州シェムリアップ県スヴィドソム県合村カムス村。 種別：建築・構築物なし。 面積：447.96㎡ のうち、別荘設置の記録の部分。</p> <p>第2条 (期間) 第1期の賃貸契約期間は、2009年9月1日から2012年7月31日までの3年間とする。第2期以降の賃貸契約期間は、各5年間とする。</p> <p>第3条 (賃料) 賃料は、1ヵ月金150米ドル (約18,000円相当) とし、乙は甲に対し毎月月末前までに前払するものとする。乙は甲の自費に修繕費又は別途にて賃料を支払うものとする。</p> <p>第4条 (賃料の変更) 甲は期間中に賃料を変更しない。また、契約の更新にあたり、前期末の30%を超えた値上げを行わない。甲は更新時に値上げを行わない。</p> <p>第5条 (敷金返戻の変更) 米ドルが等しい価値下落を起した場合は、甲は賃料を日本円によりこれを換算し、乙に対し支払いを求めることができる (2009年12月期18,000円相当)。</p> <p>第6条 (契約の更新及び敷金) 乙は契約終了時に建築した構築物を撤去し、原状を復原させなければならない。原状復原がなされない場合は、甲は乙に対し敷金全額を没収する。乙は甲に対し敷金全額を支払う。敷金は、原状復原後の契約終了時に甲より乙に払い戻される。</p> <p>第7条 (甲の所有物の除去) 乙は賃借地内甲の所有物に対し除去を要求することができる。甲は乙の除去費用より当該地内所有物の除去を完了させなければならない。もし、除去が完了しない場合は、甲は乙に対しこれを完了するまで費用の払い戻しを行ない。</p>	<p>サン・ナリー (SANKARY) 以下甲) と、 伊藤忠興 (アンコール・クライマーズ・ネット) 代表理事 (以下乙) との間に、次の通り、ガードマン雇用契約を締結した。</p> <p>第1条 (内容) 乙は、以下の修繕及び建築物の保全管理のために、甲に対してガードマンの雇用を委託する。</p> <p>記、 所在地：シェムリアップ州シェムリアップ県スヴィドソム県合村カムス村。 業務種別：アンコール・クライマーズ・ネット及び付随施設。 面積：447.96㎡ のうち、別荘設置の記録の部分。</p> <p>第2条 (期間) 第1期の雇用契約期間は、2009年12月1日から2012年7月31日までとする。第2期以降の雇用契約期間は、各5年間とする。</p> <p>第3条 (雇上金) ガードマン雇上金は、1ヵ月金50米ドル (約6,000円相当) とし、乙は甲に対し毎月月末前までに前払するものとする。乙は甲の自費に修繕費又は別途にて雇上金を支払うものとする。</p> <p>第4条 (雇上金の変更) 甲は期間中に賃料を変更しない。また、契約の更新にあたり、前期末の30%を超えた値上げを行わない。甲は更新時に値上げを行わない。</p> <p>第5条 (敷金返戻の変更) 米ドルが等しい価値下落を起した場合は、甲は雇上金を日本円によりこれを換算し、乙に対し支払いを求めることができる (2009年12月期4,500円相当)。</p> <p>第6条 (責任) 甲は施設の保全管理のために職務を尽くすが、商品の盗難・毀損等の損害に対して責任を負わない。上記、雇上金は盗難・毀損等に対する補償料を含まない。</p> <p>第7条 (雇上金の納付) ガードマンの不在等、甲が施設の管理業務を怠っていると認められる場合は、甲は乙にその額の雇上金を追加しなければならない。</p> <p>第8条 (契約の解除) 甲と乙は、その施設保全管理業務に支障があると認められる場合には、直ちに本契約を解除することができる。</p>

●収入（見込み）

1. 会員年会費

これまでACNの運営のほとんどは個人・団体からの寄付金に依っていた。今後もしばらくは寄付金に頼らざるを得ない。しかし、将来後方支援への転換が実現すれば、それは永続的な活動へのスタートとなり、運営は会員会費がベースになるに違いない。ACNは設立当初より会員制をとっているが、現時点で正式に会員登録されている方はわずか4名に過ぎない。従って、今後は一般会員の募集強化と、年会費の種類に団体会員を設けて、改善を図りたい。会員と会費は以下の通りとする。

- ・一般会員 ¥5,000/年
- ・団体会員 ¥30,000/年

※上記は一口の金額。口数は任意。

※ACNの会計年度（7/1～翌年6/30）に対応して徴収

2. AWビジター利用料（寄付金及び装備レンタル料）

ウォールは非営利事業であり、利用料は無料だ。ただし外国人ビジターには寄付をお願いしたい。旅行者であれば、\$10程度、半年以上の滞在、もしくは居住者なら\$5程度と考えている。装備レンタル料は別途定めるが手ぶらで来ても、ひとり20ドルあればクライミングが出来るようにしたい。

- ・（試算）

ビジター受け入れ期間を10ヶ月/年として、1ヶ月に週末が8日、1日の平均ビジター数を3人、ビジターからの寄付+レンタル料を平均\$10程度として試算すると、

$$\$10 \times 3人 \times 8日間 = \$240/月、 \quad *10ヶ月 = \$2,400/年$$

3. その他

クライミングエリア（カンボジア）のトポ販売、クライミングエリア案内、日本からのクライミングツアーの企画、及びその受け入れ、ガイドなどを現在検討中。



クライミングウォールでのクマエキッズ・クライミング教室

代表理事・伊藤から提案：『里親プロジェクト』

●里親募集

里親からイメージされるのは当然子供ですが、ここで子供に相当するのは伊藤（この記事の書き手）と浅井、それにカンボジア人のスムロンです。3人とも大人、どころか伊藤は60を越えています。しかし、コアとなるカンボジア人クライマーを育成する3年間、伊藤と浅井はシムリアブに交代で詰める、スムロンはカンボジアの水準でも相当に低い報酬の本業（体育教師）の合間に2人を助ける、しかし他に私たちに出来る方法も今のところ思いつかず、まず年齢は不問と勝手に決めてしまいました。そして伊藤と浅井は半年交替で渡航して駐在、残りの半年をそれぞれ日本で働く。それで渡航費などを捻出。そういうパターンで続けていけるかどうか。しかし現地拠点維持はどうするか。そこで皆さんの中から僕らの里親になっていただけの方を募集させていただくことにしました。

●里親にお願いすること

里親は毎月寄付していただくこととなります。金額は月10,000円を目安としますが、じつは自由です。1,000円でも20,000円でも構いません。途中の挫折も、飛び飛びも、あります。因みに毎月の現地拠点維持費\$1270をカバーするには10,000円寄付される里親が12人いればいいこととなります。

●里親になる方法

アンコールクライマーズネット宛てに、「里親になります」とご連絡ください。インターネット環境をお使いの方はeメールで、あるいは電話やお手紙、はがき、FAXでも結構です。伊藤、浅井、またはスムロンの里親と名指しでも構いません。名指しされた場合は、当人から様々な連絡が配信されます。名指しがないときは、3人の連名でご連絡差し上げます。

●里親の期間

インストラクターの育成に3年を想定していますが、現時点では見通せない他の収入といった要素もあります。従って、1年ごとに区切って前の1年の収支から次の1年の見通しを立てたいと考えています。ですので里親の期間は1年、会計年度に合わせて7/1～翌年6/30とします。



ウォール前でキッズ講習生と

ロクライミング（R&S 39号）、サンフランシスコ・ディープスノーソロクライミング。カンボジアでもシソポンのクラッグで高いレベルのルートを開く傍ら、子供たち用のショートルートも数多く設定した。

浅井和英（あさいかずひで）の紹介

1979年長野県生まれ。クライミングスクール「道楽登攀」代表。日本でも子供たちへのクライミング指導に意欲的だ。カンボジアでは孤児たちの関心と意欲を一気に引き出した。クライミングジム「アートウォール佐久」の専属クライミングインストラクターも務める。先の1月、ウォール施工チームの一員として、カンボジア・シムリアブにやって来た。ウォール竣工後も残って伊藤を助け、ルート初期設定や子供たちへの指導、インストラクター育成指導に意欲的に臨んだ。成り行きと伊藤の要望と自らの思うところがマッチし、ACN専任クライミング指導講師になった。彼はたまたま吹いてきた風のようなそれを自然体で受け止めたのだ。以下、主なクライミング歴。中国北京・ボルダー開拓、タイプラナン、ニュージーランド南島（ボルダリング）、ヨセミテ、千曲川ボルダー開拓、八千穂高原ボルダー開拓、湯川ボルダー開拓、杣添川ボルダー開拓、ベトナム・ハロン湾ディープウォーターソ

伊藤忠男（いとうただお）の自己紹介

1948年東京生まれ。ACN代表理事。技術系法人代表。新型自動車エンジンの開発から建築設備の設計を経て、1984年以降システム開発の上流工程SEが専門。1979年ネパール王国パタン市にてホテルジャヤ（現ヒマラヤンホテル）建設工事の機械設備を設計、及び現場設計監理に従事。1992年ネパール人（シェルパ）の日本への留学を支援する団体をまとめた。国際NGOるしなのIT顧問として2006/4～2008/3までカンボジア/シムリアブに滞在。遠征と登山に、ネパールヒマラヤ氷河学術調査隊、CB14（6079m、インド、初登）、ピラミデ南西壁（5885m、ペルー）、ワイナボトシ（6082m、ボリビア）、ワシントンコラム南壁（USA、Yosemite）、Prince Of Darkness（USA、RedRocks）などがある。現在月刊誌『岳人』に「カンボジアの旅と暮らしとクライミング」を連載中。



タイ/クラビのインストラクター、スーさんと →

★★★ 寄付金口座 ★★★

■ゆうちょ銀行

記号 10010
番号 75286831
口座名 アンコールクライマーズネット

■三菱東京UFJ銀行

支店名：調布支店
預金種目：普通預金 口座番号：0081781
口座名：アンコールクライマーズネット

Webサイトでもご確認出来ます

http://www.angkorclimbers.net/awp_donate.html

☆☆☆ アンコールクライマーズネット連絡先 ☆☆☆

■アンコールクライマーズネット（日本）
伊藤忠男気付
〒182-0025 東京都調布市多摩川 5-3-1-506
tel. & fax +81-(0)42-498-2488

■アンコールクライマーズネット（カンボジア）
Angkor Climbers Net (ACN)
tel. +855-(0)77-508653, +855-(0)12-1759970

・郵便住所

POBOX 93044, Siem Reap, Siem Reap, Cambodia

・所在地

c/o Moloppor Café
Wat Bou village, Salakomrauk commune
Siem Reap, Siem Reap, Cambodia

■email letsclimb@angkorclimbers.net

スムロン (Sem Sarorn) のプロフィール

1977年、カンボジア生まれ。1999年プノンペン体育教員養成校卒。シェムリアップ/プレエンコーサ中学校体育教師。英語堪能。JOCV（日本青年海外協力隊）隊員のカウンターパートも担当。ACN理事（設立メンバー）。恐らくカンボジア人で、初めてリードクライミングをしたクライマー。外国（タイ・クラビ）でクライミングした唯一人のカンボジア人。子供たちに教えるのが何よりも好き。当然だが、講習会では子供たちから絶大な信頼を得ている。ACNは彼と伊藤の出会いがあって生まれた。しかし、スポーツが軽視される傾向にあるカンボジア社会では苦勞が絶えない。

スムロン（左）と伊藤



contents

- 01 ウォールトレーニング中のスムロン
- 02 パースペクティブ
年間活動計画
- 03 クライミングウォールの運用規約
土地借用契約書
ガードマン契約書
誓約書
- 05 運営資金計画
必要経費概算表
- 07 里親プロジェクト
浅井のプロフィール
伊藤のプロフィール
- 08 スムロンのプロフィール

editor's note

・2号から間隔の短い3号です。2号で読者の方から幾つか質問が寄せられました。本号ではそれにお答えしたつもりです。それに、2号はとにかくウォールが出来たということをお知らせしたかったので、ネリの甘いまま出してしまったといった経緯もあります。強力な支援団体メンバーとの面談も先頃実現し、また、すでに“里親”として名乗りを上げていただいた方もいます。新たな展開を期待しつつも、しかし苦難は続きます。みなさま、これからもよろしくお願ひします。(Chu)

©禁無断転載

アンコールクライマーズネットニュースレター

2010年3月号 NO.3 2010年3月31日発行

非売品

発行人 伊藤忠男

編集人 伊藤忠男

発行 アンコールクライマーズネット (Angkor Climbers Net)

〒182-0025 東京都調布市多摩川 5-3-1-506

tel 042-498-2488 fax 042-498-2488

<http://www.angkorclimbers.net>

※写真、地図、イラストはすべてACNオリジナルコンテンツです